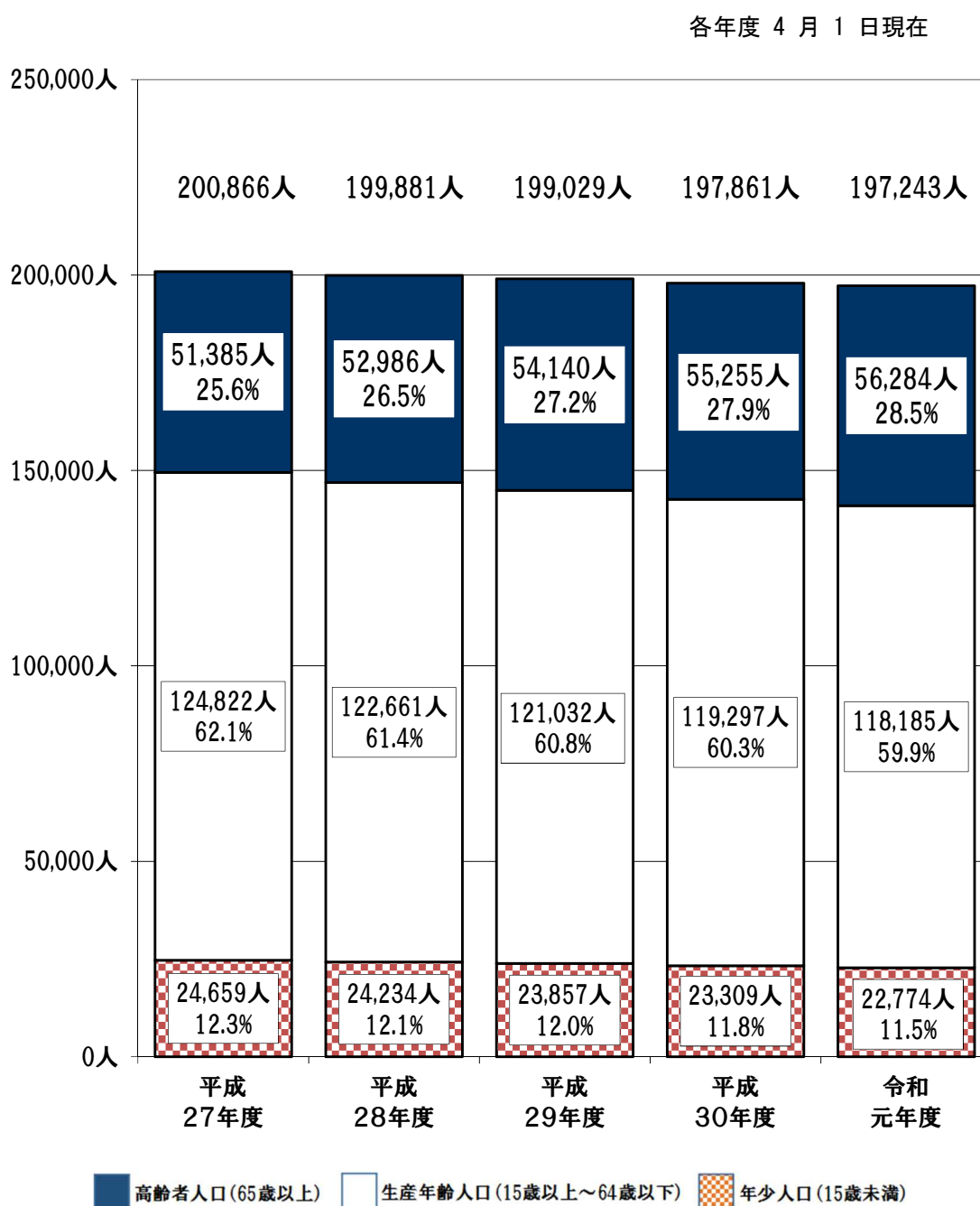


第 2 章 障がい者の現状と現行の法制度

1 人口の推移

住民基本台帳人口の推移を見てみると、総人口は、平成 27 年度から令和 元 年度までに 3,623 人の減（令和 元 年度総人口比の約 1.8%減）と、年々減少しています。また、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）及び高齢者人口（65 歳以上）それぞれの年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方、高齢者人口はさらに増加しており、超高齢社会となっています。

グラフ 1 年齢三区分別総人口の推移（住民基本台帳人口）

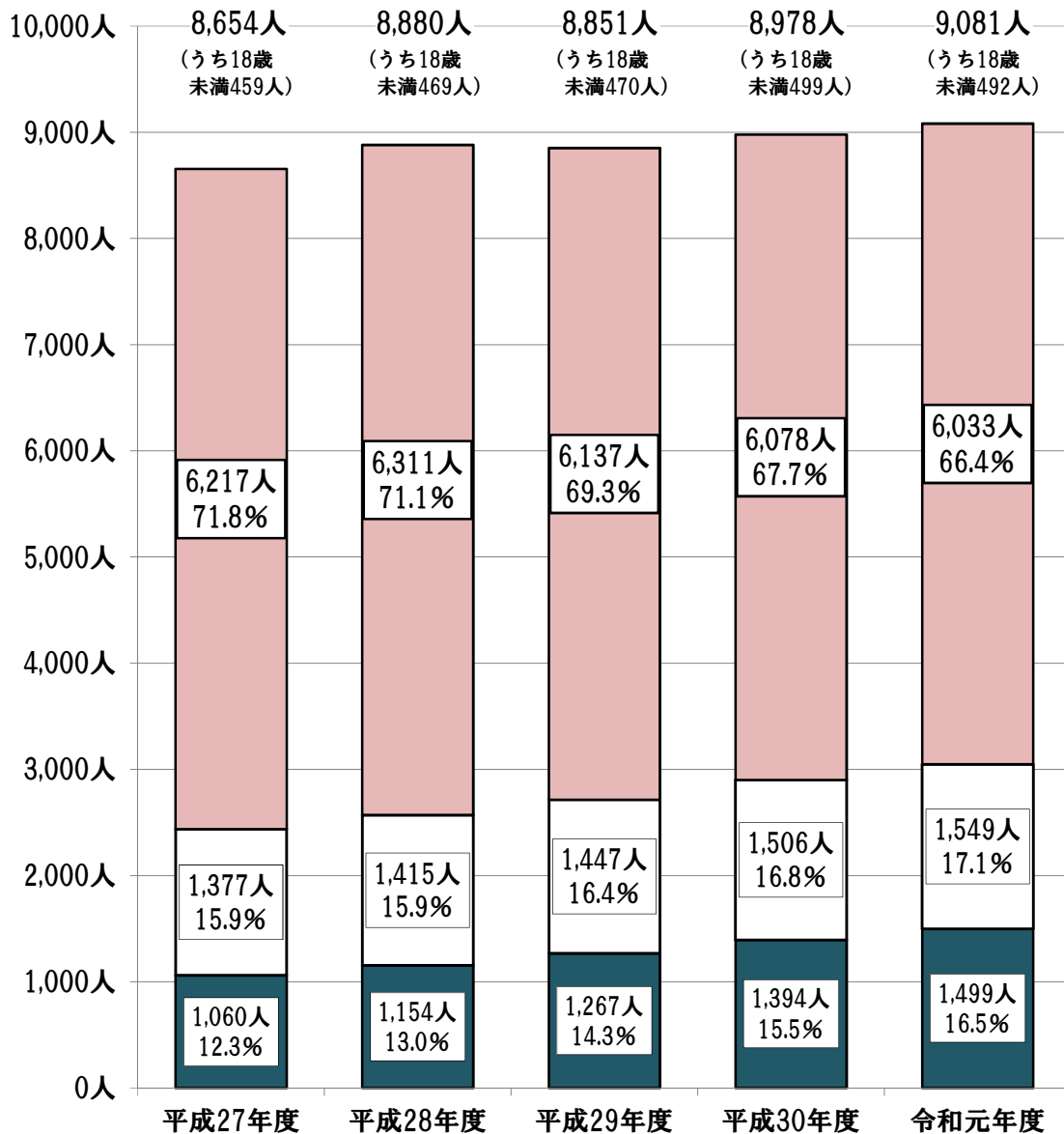


2 障がい者の推移

1 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、横ばい傾向にありながらも平成27年度と比較すると427人増加しています。また、手帳種別ごとの傾向を見てみると、身体障害者手帳所持者は全体の65%超を占めていますが、ここ近年は減少傾向にあります。一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

グラフ2 障害者手帳所持者の推移（種別） 各年度3月31日現在

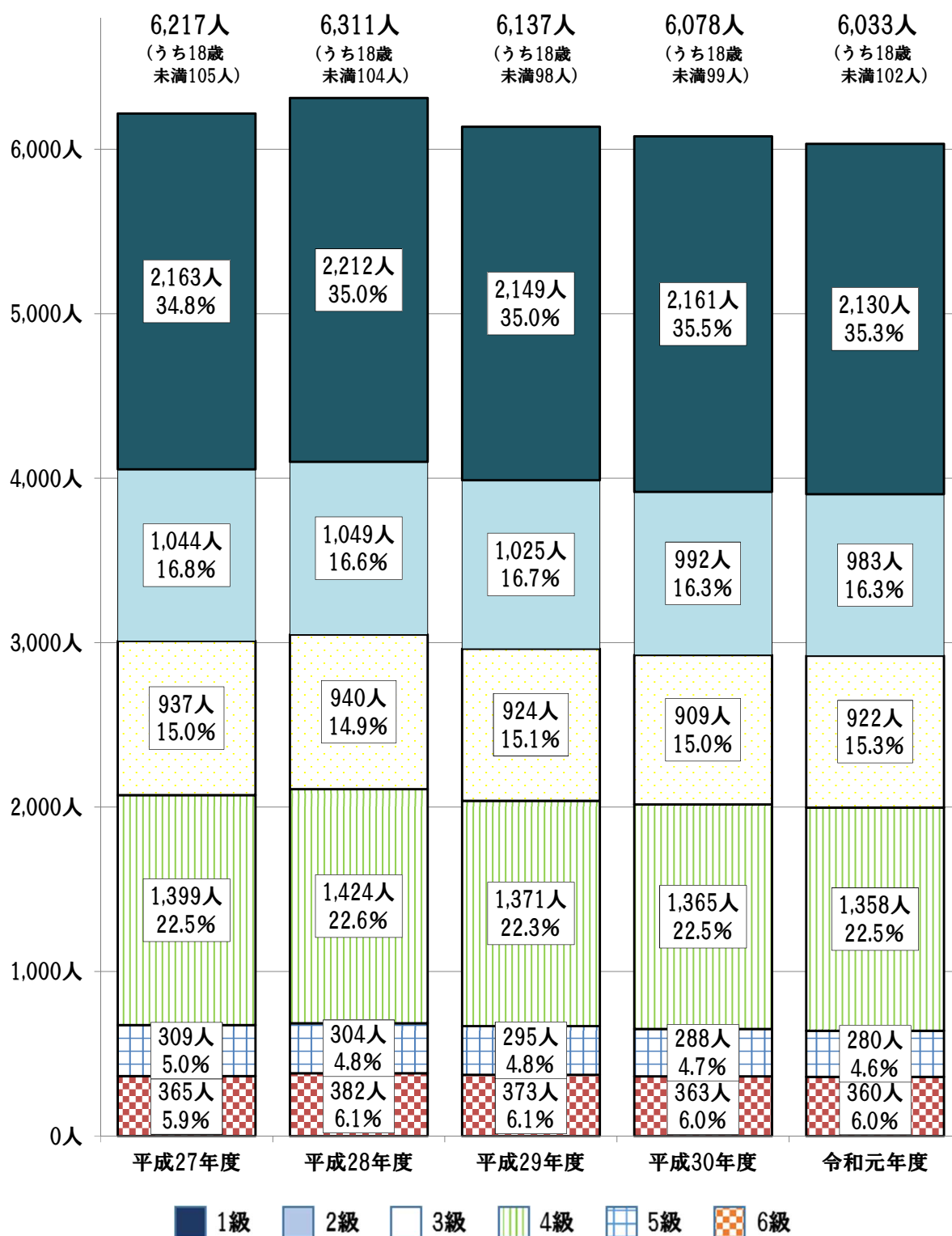


身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳

2 身体障がい者の状況

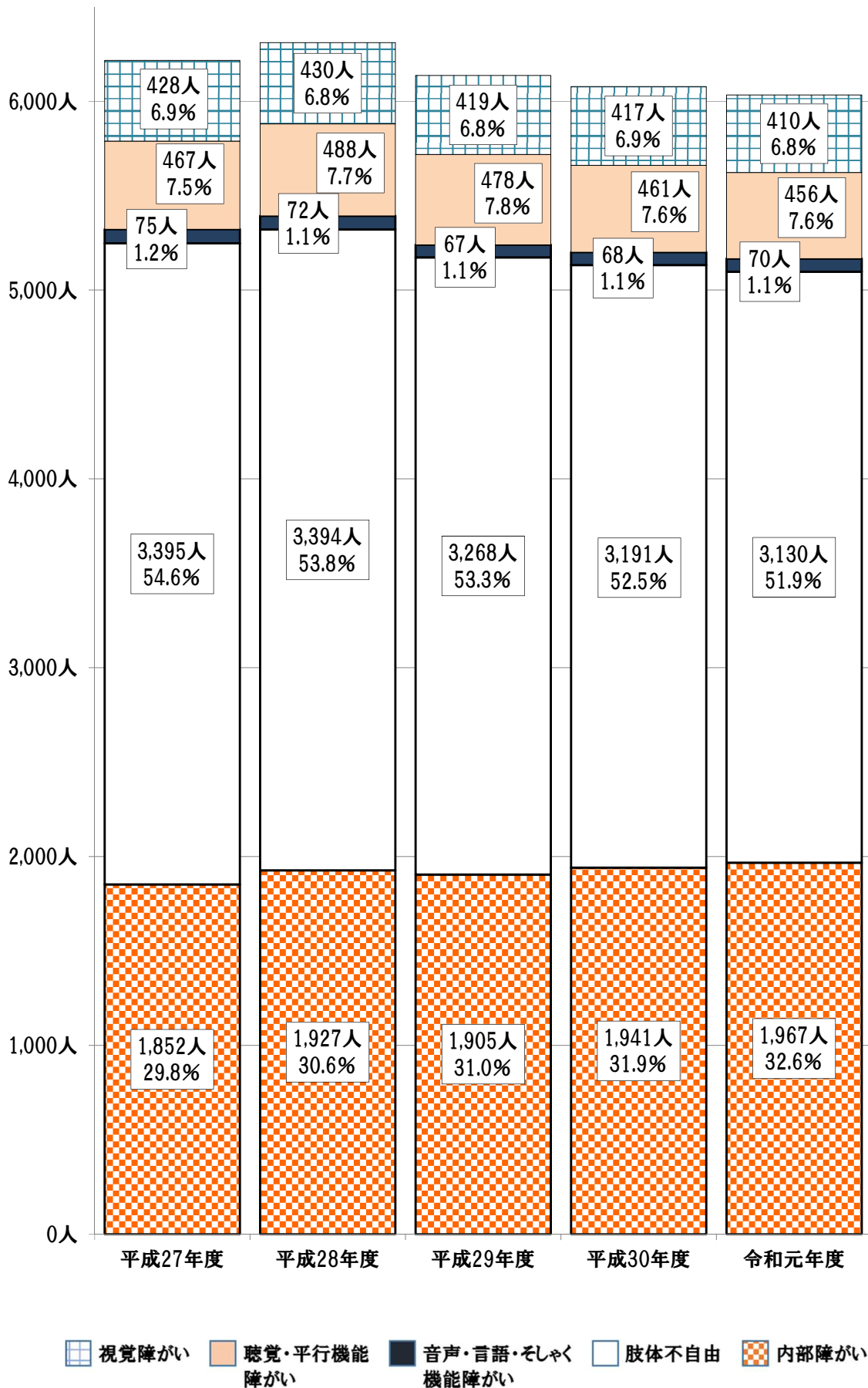
身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末現在で、6,033人です。平成28年度に増加しましたが、平成29年度以降は減少傾向にあります。また、障がい者の等級別では、1・2級の重度者の占める割合は、50%台で推移しています。障がい種類別（次ページ グラフ4）では、構成比で肢体不自由が50%台と最も多く、次に内部障がいとなっており、両障がいでは全体の80%超となっています。

グラフ3 身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別） 各年度3月31日現在



グラフ4 身体障害者手帳所持者の推移（障がい種類別）

各年度3月31日現在

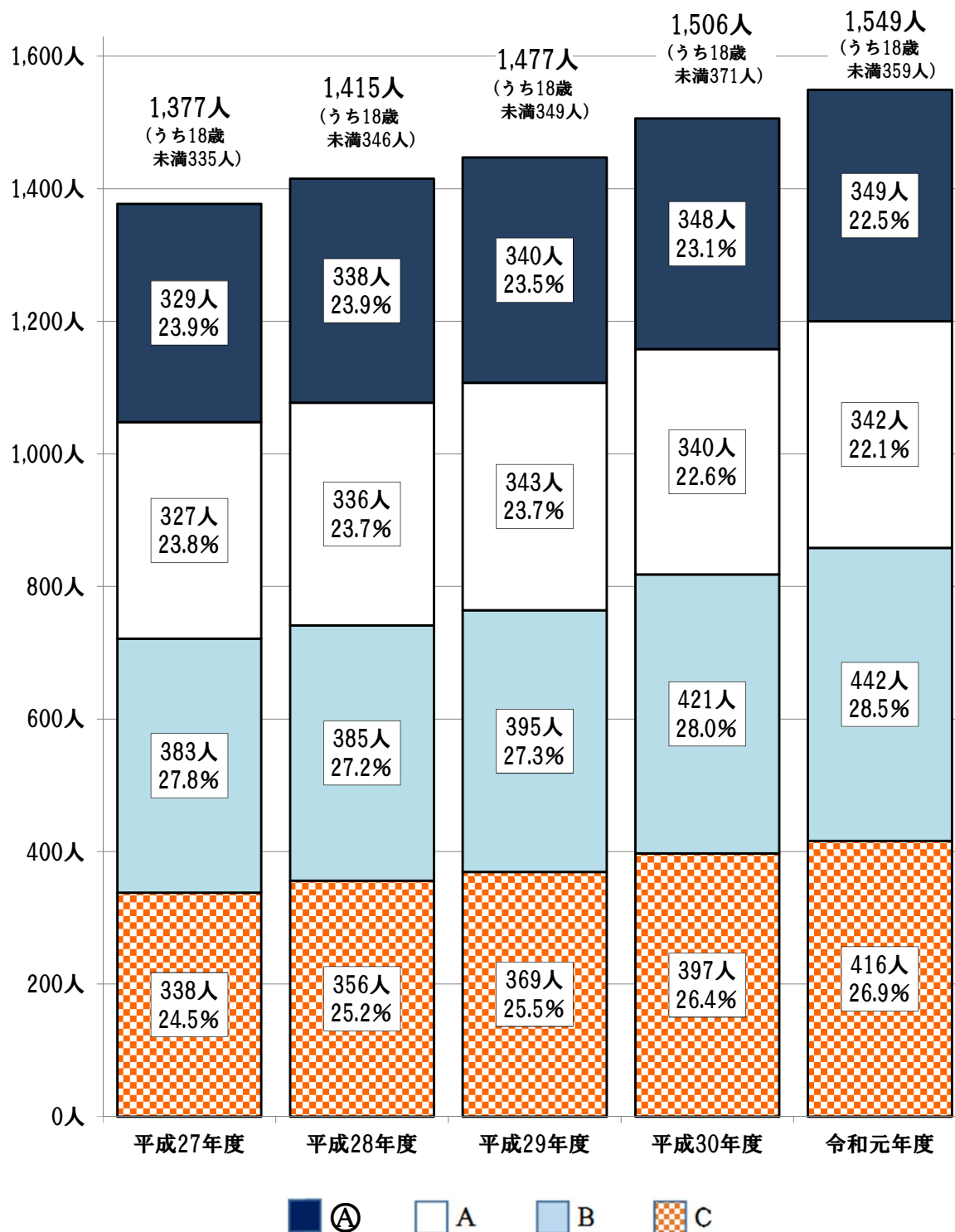


3 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、令和元年度末現在で1,549人となっており、平成27年度と比べると172人増加し、約1.12倍の増加率となっています。また、等級がBの中度者が442人で、全体の28.5%と最も多く、増加率では、軽度のCが1.23倍で最も高くなっています。

グラフ5 療育手帳所持者の推移

各年度3月31日現在



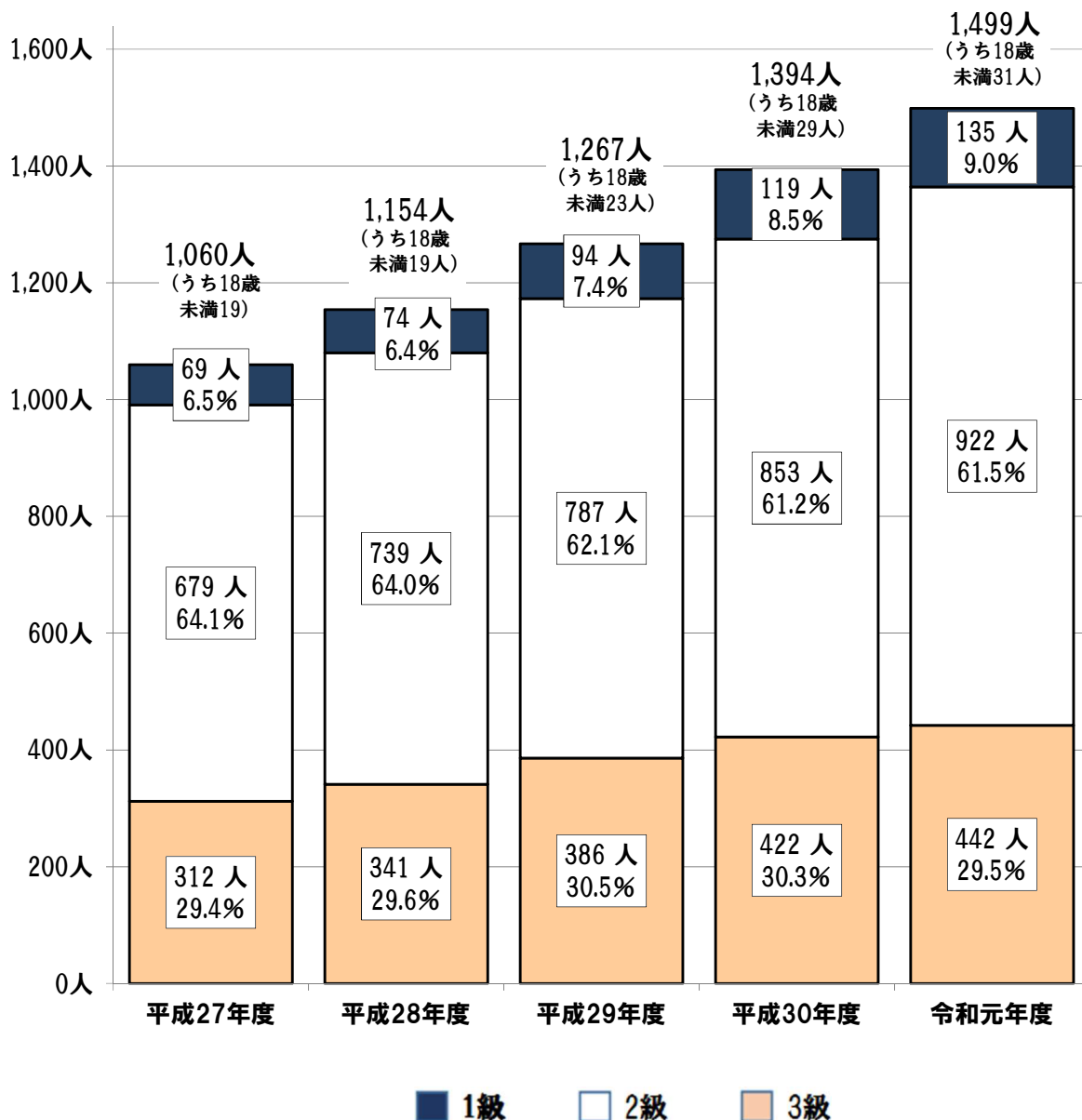
4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末現在で1,499人であり、平成27年度と比べると439人と大幅に増加しています。これは、身体障害者手帳、療育手帳所持者と比較しても増加率が一番高く1.41倍となっています。増加要因としては、うつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がり患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして就労の際の障がい者雇用枠の拡大など社会制度が整備されてきたことが考えられます。

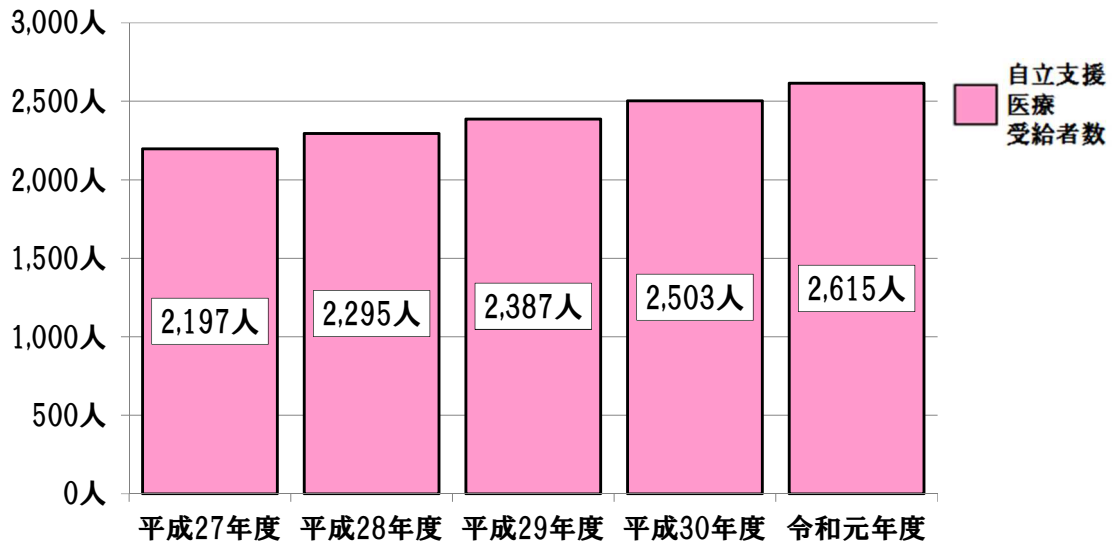
また、自立支援医療（精神通院用）受給者数は、令和元年度末現在で2,615人となっており、平成27年度と比べると418人増加し、ここ数年、手帳所持者とともに高い増加率となっています。

グラフ6 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

各年度3月31日現在



グラフ7 自立支援医療（精神通院用）受給者数の推移 各年度3月31日現在

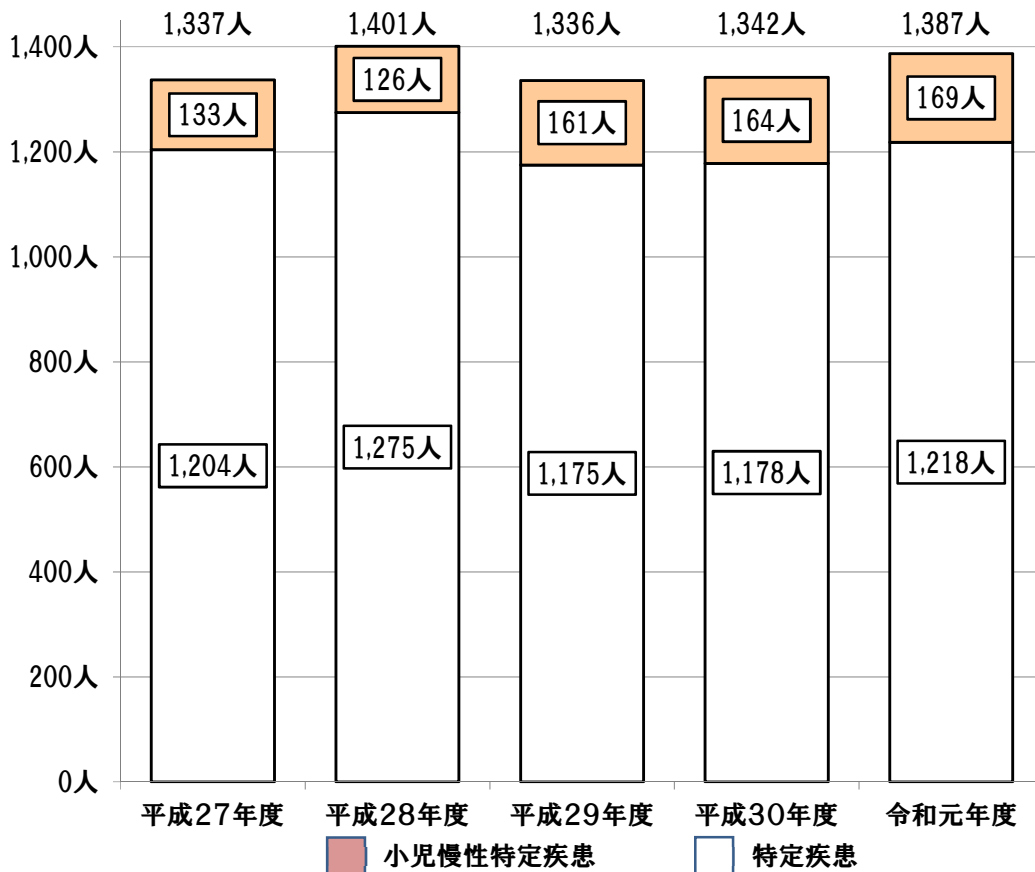


5 難病患者の状況

難病患者の認定者数は、令和元年度末現在で、1,387人となっており、平成29年度以降、増加傾向となっています。

グラフ8 難病患者認定者数の推移

各年度3月31日現在



3 障がい者関係改正法令等

※各法令から抜粋しておりますので、この章中の「障害」は漢字表記とさせていただきます。

(1) 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）と改正し、平成25年4月1日に施行されました。

<p>基本理念</p>	<p>法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。</p>
<p>障害者の範囲</p>	<p>「制度の谷間」を埋めるように、障害者の範囲に難病等を加えています。</p>
<p>障害支援区分の創設</p>	<p>「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」へと改めました。</p> <p>※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるように、区分の制定に当たっては適切な配慮などを行っています。</p>
<p>障害者に対する支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度訪問介護の対象を拡大 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者の他に、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者を追加しています。 2 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化 3 地域移行支援の対象を拡大 地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加えています。

第2章 障がい者の現状と現行の法制度

	<p>4 地域生活支援事業を追加</p> <p>障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加しています。</p>
サービス基盤の計画的整備	<p>1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項等についての障害福祉計画を策定するように定めています。</p> <p>2 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化しています。</p> <p>3 市町村が障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務としています。</p> <p>4 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化しています。</p>
施策No.	No.36～53
市の窓口	障害福祉サービスの相談窓口を障害福祉課（基幹相談支援センター（くまさぼ））に設けています。

※ 障害者総合支援法（平成28年改正）

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目処として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされており、直近では、平成28年6月3日公布、平成30年4月1日に施行されています。

今後の改正等についても、国から県を通して詳細な情報が発信されることが見込まれることから、情報収集に努めるとともに速やかに施行できるように準備を進めます。

趣 旨	<p>障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行います。</p>
-----	---

<p>障害者の望む 地域生活の支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設します（自立生活援助）。 2 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設します（就労定着支援）。 3 重度訪問介護について、居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所も一定の支援を可能とします。 4 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けます。
<p>障害児支援の ニーズの多様化へ のきめ細かな対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設します。 2 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大します。 3 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとしします。 4 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとしします。
<p>サービスの質の 確保・向上に向け た環境整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とします。 2 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備します。

(2) 児童福祉法（平成24年改正）

「児童福祉法」は、平成24年改正により、障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化と なっています。

<p>障害児通所支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「児童発達支援」：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 2 「医療型児童発達支援」：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。 3 「放課後等デイサービス」：授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。 4 「保育所等訪問支援」：保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
<p>障害児入所支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「福祉型障害児入所施設」：施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。 2 「医療型障害児入所施設」：施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
<p>障害児相談支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「障害児利用援助」： <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成する。 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成する。 2 「継続障害児支援利用援助」： <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用している障害児通所支援について、サービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直しを行う（モニタリング）。
<p>施策No.</p>	<p>No.91～94</p>

(3) 障害者虐待防止法

「障害者虐待防止法」（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行されました。

定 義	<p>1 「障害者虐待」とは、以下の3つを言います。</p> <p>(1) 養護者による障害者虐待</p> <p>(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待</p> <p>(3) 使用者による障害者虐待</p> <p>2 「障害者虐待」の類型は、以下の5つです。</p> <p>(1) 身体的虐待</p> <p>(2) 放棄・放任(ネグレクト)</p> <p>(3) 心理的虐待</p> <p>(4) 性的虐待</p> <p>(5) 経済的虐待</p>
虐待防止施策	<p>1 「何人も障害者を虐待してはならない」旨を規定、障害者の虐待の防止に係る国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などの責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置いています。</p> <p>2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定めています。</p>
その他	<p>障害者虐待対応の窓口となる「障害者虐待防止センター」を設置するように定めています。</p>
施策No.	<p>No.27、32</p>
市の対応及び相談窓口	<p>虐待の通報及び相談の窓口として、「熊谷市障害者虐待防止センター」を熊谷市障害者相談支援センター内に設置し、相談を随時受付けています。</p> <p>連絡先 電話 048-501-5411</p> <p>FAX 048-527-3020</p>

(4) 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

<p>差別を解消するための措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業等を行うに当たって、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることの禁止（国、地方公共団体等、民間事業者とも法的義務） 2 社会的障壁の実施について必要かつ合理的な配慮の提供（国、地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務） 3 具体的対応 国、地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定します（地方は努力義務）。 民間事業者は、国の定める対応方針に基づき、差別解消に向けた取組を推進します。
<p>差別を解消するための支援措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談・紛争解決の体制を整備しなければなりません。 2 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携を図ります。 3 普及・啓発活動を実施します。 4 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供を行います。
<p>施策No.</p>	<p>No.28、29、30、31</p>
<p>市の対応及び相談窓口</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市では、「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、職員に対して必要な研修・啓発等を行っています。 2 地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことや「合理的配慮」の提供がなされなかったことに対する相談窓口を障害福祉課に設けています。 また、市報やホームページ等を通して啓発活動に努めています。

(5) 障害者優先調達推進法

「障害者優先調達推進法」（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。

市の責務	障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。
調達の推進	毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度終了後、調達実績を公表します。
対象となる障害者就労施設等	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、生活介護事業所、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）、地域活動支援センター、小規模作業所 2 障害者を多数雇用している企業 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 3 在宅就業障害者等
施策No.	No.129
市の対応	障害福祉課で、市内にある障害者就労施設等に提供できる物品の照会を行い、市役所各課へ優先的に調達するように働きかけています。

(6) 障害者雇用促進法（平成25年改正）

「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の一部を改正する法律」は、平成25年6月19日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

<p>改正の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の分野での障害者差別の禁止 障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。 2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務 障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。（当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。） 3 相談体制の整備・苦情処理・紛争解決の援助 障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。
<p>対象となる事業主の範囲</p>	<p>事業所の規模・業種に関わらず、全ての事業主が対象です。</p>
<p>対象となる障害者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者手帳を持っている方に限定されません。 2 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または、職業生活を営むことが著しく困難な方が対象です。
<p>法定雇用率の算定基礎の見直し</p>	<p>平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を追加。法定雇用率は、5年ごとに見直しとなります。</p>
<p>施策No.</p>	<p>No.122、123、124、125、126、127、128、130</p>

市の対応及び 相談窓口	<p>1 市職員採用の際に、障害者手帳所持者（身体・療育・精神保健福祉手帳）を対象に障がい者枠を設けています。</p> <p>2 障がい者の就労及び定着相談支援のために障害者就労支援センターを開設しています。</p> <p style="padding-left: 40px;">電話 048-598-7662</p> <p style="padding-left: 40px;">FAX 048-598-7663</p> <p>3 障がい者を理由として「不当な差別的取扱い」を受けた場合、また、「合理的配慮」の提供がなされない場合などの相談窓口を障害福祉課に設けています。</p>
----------------	---

※障害者雇用促進法（令和元年改正）

さらに、令和元年6月にも、同法の一部を改正する法律が公布、令和2年4月に施行されています。

令和元年の改正では、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じています。

改正の概要	<p>社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として障害者雇用を促進</p> <p>1 国及び地方公共団体</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 対象障害者の不適切計上の再発防止</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 精神障害者や重度障害者を含めた、障害者雇用の計画的な推進</p> <p style="padding-left: 40px;">・「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化</p> <p>2 民間</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">・週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 中小企業における障害者雇用の促進</p> <p style="padding-left: 40px;">・中小事業主（300人以下）の認定制度の新設</p>
施策No.	No.130

(7) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、平成30年6月13日に公布・施行されました。

本法律は、「文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る」ことを目的としています。

<p>基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進 ・ 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化 ・ 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮
<p>基本的施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条) 2 文化芸術の創造の機会の拡大(10条) 3 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条) 4 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条) 5 権利保護の推進(13条) 6 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条) 7 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条) 8 相談体制の整備等(16条) 9 人材の育成等(17条) 10 情報の収集等(18条) 11 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)
<p>施策No.</p>	<p>No.75、137、138</p>

(8) 読書バリアフリー法

「読書バリアフリー法」（「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）は、令和元年6月28日に公布・施行されました。

本法律は、「視覚障害者等（視覚障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

<p>基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること。 ・ 視覚障害者等が利用しやすい書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること。 ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること。
<p>国・地方公共団体の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施 ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施
<p>基本的な施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条) 2 インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条) 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条) 4 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等(12条) 5 外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境整備(13条) 6 端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条) 7 情報通信技術の習得支援(15条) 8 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等(16条) 9 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)
<p>施策No.</p>	<p>No.19、20</p>

(9) 発達障害者支援法（平成28年改正）

「発達障害者支援法」は、平成16年12月に公布、平成17年4月に施行され、また、同法の一部を改正する法律が平成28年5月に公布、同年8月に施行されています。

この法律は、長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障害者の定義と社会福祉法制における位置づけを確立し、発達障害者の福祉的援助に道を開くため、「発達障害の早期発見」、「発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務」、「発達障害者の自立及び社会参加に資する支援」を明文化しています。

<p>主な趣旨</p>	<p>1 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進 2 発達生活全般にわたる支援の促進 3 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等</p>
<p>発達障害の定義</p>	<p>発達障害： 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害</p>
<p>主な支援</p>	<p>○ 就学前（乳幼児期） ・ 乳幼児検診等による早期発見 ・ 早期の発達支援 ○ 就学中（学童期等） ・ 就学时健康診断における発見 ・ 適切な教育的支援・支援体制の整備 ・ 放課後児童健全育成事業の利用 ・ 専門的発達支援 ○ 就学後（青壮年期） ・ 発達障害の特性に応じた適切な就労の機会の確保 ・ 地域での生活支援 ・ 発達障害者の権利擁護</p>
<p>施策No.</p>	<p>No.91、94～96、100～102、106、107、109、114</p>

(10) バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）（令和2年改正）

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の一部を改正する法律」は、令和2年5月20日に公布され、令和3年4月1日に施行されます。

この法律に基づく措置は、「高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない」とされています。

<p>改正の概要 (抜粋)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通事業者など施設設置管理者によるソフト対策の取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け 2 国民に向けた広報啓発の取組推進 <p>【優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 <p>【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加 3 バリアフリー基準適合義務の対象拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備
<p>施策No.</p>	<p>No.11、14、144、146</p>

(11) 熊谷市手話言語条例

「熊谷市手話言語条例」は、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を進める熊谷市において、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、地域で安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、平成29年4月1日に施行されています。

<p>基本理念</p>	<p>手話の普及の促進は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生し、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。</p>
<p>市の責務、役割等</p>	<p>【責務】 市民及び事業者の手話への理解を深め、手話を利用しやすい環境にするための施策の推進</p> <p>【県との連携・協力】</p> <p>【方針の策定】</p> <p>(1) 手話への理解及び手話の普及の促進</p> <p>(2) 手話による情報の発信及び取得</p> <p>(3) 手話による意思疎通の支援</p> <p>【手話を学ぶ機会の確保】 ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。</p>
<p>施策No.</p>	<p>No.16、17、18</p>



